

気象警報発令時の休校等の扱いについて

本校では、気象警報発令時、下記のように取り扱いますので、留意してください。

1. 特別警報もしくは暴風警報が、島本町または島本町を含む地域（北大阪・大阪府全域など）に午前7時現在発令中であれば、自宅待機とします。
2. 上記の警報が、7時から8時30分の間に解除された場合、学校は3限目より授業を行います。【11時 SHR 点呼、11時10分3限目授業開始】
3. 上記の警報が、8時30分から10時の間に解除された場合、学校は4限目より授業を行います。【12時40分 SHR 点呼、12時50分4限目授業開始】
※昼食は点呼までに各自で済ませておくこと。
4. 上記の警報が、10時現在、発令中であれば臨時休校とします。

- (注) ①居住地に上記の警報が発令されている場合は、状況により無理に登校することは控えてください。その旨を事前に学校まで連絡いただければ、出席上の扱いについて配慮いたします。
- ②その他の警報発令時や天候の急変などで、登下校の生徒の安全上、措置を講ずる必要ありと判断した場合は、上記の規定とは別に、臨機に対応することがあります。

公共交通機関不通時の休校等の扱いについて

本校では、地震・台風などの自然災害や交通ストライキで不通となった場合（人身事故等での遅れや一時的な不通は除く）、下記のように取り扱いますので、留意してください。

1. JR 東海道本線の大阪~京都駅間と阪急京都線が、7時現在、ともに不通になっている場合、自宅待機とします。
2. JR 東海道本線の大阪~京都駅間と阪急京都線のいずれかが、8時30分までに運転を再開した場合、学校は3限目より授業を行います。【11時 SHR 点呼、11時10分3限目授業開始】
3. JR 東海道本線の大阪~京都駅間と阪急京都線が、8時30分現在、ともに不通になっている場合、臨時休校とします。
4. 他の交通機関（京阪電鉄や高槻市営バスなど）の不通による欠席・遅刻は、公欠扱いとします。

以上